

半田市公共下水道の私道への布設に関する要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、本市の公共下水道の整備促進を図るため、公共下水道を私道に布設することに関し必要な事項を定めるものとする。

(布設要件)

第2条 次の各号に掲げる要件を充たす私道へ公共下水道を布設するものとする。

- (1) 一端が公道に接続し、公共下水道を布設するのに支障がないこと。
- (2) 布設しようとする公共下水道に汚水を排除すべき予定の戸数が2戸以上で、かつ、すみやかに公共下水道を使用開始することが明らかであること。
- (3) 私道敷の土地所有者が公共下水道の布設を承諾していること。
- (4) 私道敷内の公共下水道布設期間は永代であり、かつ、使用料が無償であること。
- (5) 私道敷の所有権を譲渡し、又は賃借権その他の権利を設定しようとする場合は、譲受人その他権利を取得する者に対して前号に規定する要件を受け継がせる旨の確約ができること。

(申 請)

第3条 私道に公共下水道の布設を希望する者は、代表者を定め、公共下水道布設申請書(様式第1)に次の各号に掲げる書類を添付し管理者に提出するものとする。

- (1) 公共下水道布設希望者名簿(様式第2)
- (2) 土地所有者の承諾書(様式第3)及び誓約書(様式第4)
- (3) 私道平面図及び土地所有者区画図(縮尺600分の1以上)
- (4) その他管理者が必要とするもの

(採否決定)

第4条 管理者は、前条に規定する申請があった場合は必要な調査を行い、その結果公共下水道の布設を決定したときは公共下水道布設決定通知書(様式第5)により通知するものとする。

(完成後の措置)

第5条 公共下水道の所有権は本市に帰属し、公共下水道の維持管理は市が行うものとする。

2 公共下水道が布設された私道敷の土地所有者は、当該私道の現況を変更しようとするときはあらかじめ管理者の承認を受けるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めのないものについては、その都度管理者が定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

公共下水道布設申請書

年 月 日

半田市下水道事業 半田市長 様

代表申請者

住所

氏名

電話 () -

半田市公共下水道の私道への布設に関する要綱第 3 条の規定により、下記の私道に公共下水道を布設して下さるよう関係書類を添えて申請します。

記

私道の所在地

半田市

町

丁目

番地

様式第 2

公共下水道布設希望者名簿

図面対 照番号	住 所	氏 名	電話番号
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

私道平面図及び土地所有者区画図

土地 使用 承諾 書

年 月 日

半田市下水道事業 半田市長 様

土地所有者

住所

氏名

電話 () -

私の所有する下記の土地（私道敷）に公共下水道が布設されることを承諾し、「半田市公共下水道の私道への布設に関する要綱」を遵守いたします。

なお、公共下水道布設期間は永代とし、使用料は無償とします。

記

私道の所在地

半田市

町

丁目

番地

誓 約 書

年 月 日

半田市下水道事業 半田市長 様

土地所有者

住所

氏名

私の所有する下記の土地（私道敷）に公共下水道が布設されるに当たり、次のとおり誓約いたします。

- 1 私道の現況を変更しようとするときは、管理者の承認を受けて行います。
- 2 私道敷の所有権を譲渡し、又は賃借権その他の権利を設定する場合は、譲受人その他権利を取得する者にこの内容を承諾させることを確約します。

記

私道の所在地

半田市

町

丁目

番地

公共下水道布設決定通知書

年 月 日

代表申請者

様

半田市下水道事業 半田市長

印

年 月 日付けで申請のあった公共下水道の私道への布設については、
下記のとおり布設を決定したので通知します。

記

1 布 設 場 所

2 工事予定期間

着 手

年 月 日

完 了

年 月 日

3 条 件